

(文書処理上の記事)

文書番号	内閣府第 30 号	種別
受付	昭和 年 月 日	検印
起案	昭和 38 年 2 月 18 日	
決裁 (供覧)	昭和 38 年 2 月 19 日	発送
施行	昭和 年 月 日	

電内内閣府

内閣府

内閣府

起案者
内閣府

(件名)

法律案成立後の公布希望について

標記と下案により照会することといたす。

案

昭和 38 年 2 月 19 日

各省(方)関係課長あて(各通)

内閣府内閣府事務室
首相官邸内閣府事務室

内閣

件名

現在国会に提出中の貴省(庁)関係法律案及び提出予定法律案について、その成立後の公布希望月日と承知いたしたいので、3月/日(金)までに下記様式によって、その調書/の通と当室まで御提出願います。

記

法律件名	公布希望月日	同時に公布と要するもの		備考
		法律	政令	

(備考)

1. この調書は、法律案の規定(特に附則)、当該法律案と予算との関係等と調査のうえ作成すること。
2. 備考欄には、同日公布の他の関係法律との間の公布順序その他についての希望とも記入のこと。

なお、必ず本年度中に公布と要するものは4月/日若しくは特定の日に公布と要するものは、その理由とも記入のこと。

内閣閣第30号

昭和38年2月19日

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官

法律案成立後の公布希望について

現在国会に提出中の貴省(庁)関係法律案及び提出予定
法律案について、その成立後の公布希望月日を承知いたし
たいので、3月1日(金)までに下記様式によつて、その
調書10通を当室まで御提出願います。

記

法律件名	公布希 望月日	同時に公布を要するもの		備 考
		法	律 政 令	

裏
面
白
紙

(備考)

1. この調書は、法律案の規定（特に附則）、当該法律案と
予算との関係等を調査のうえ作成すること。

2. 備考欄には、同日公布の他の関係法律との間の公布順序
その他についての希望をも記入のこと。

なお、必ず本年度中に公布を要するもの又は4月1日若
しくは特定の日に公布を要するものは、その理由をも記入
のこと。

(文書処理上の記事)		文 書 号	内 閣 第 30 号	件 費
受 付	昭和	年	月	日
起 案	昭和	年	月	日
決 裁 (供覧)	昭和	年	月	日
施 行	昭和	年	月	日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

首席内閣参事官

内閣参事官

事 務 官

起 案 者
係
電話 2222 番

(件名) 第43回国会(常会)に提出申出の提出予定
法律案の公布希望について

標記のとおり、2月27日照会にて、関係各省
(府)から、別紙のとおり回答がなされたので、供覧にて
します。

内 閣

裏
面
白
紙

北

第42号

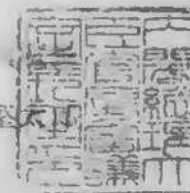
昭和38年3月4日

内閣官房内閣事務官

官務内閣事務官 殿

内閣府大蔵省事務官

江 守 殿



国庫券成立後の公布希望について（同尋）

昭和38年2月1日府内閣府第42号で依頼があった標記
のことについて、当分の希望を利便のとおり調査するので、よ
うしくお願いしたいと思います。

総 理 府

裏面白紙

内閣総理大臣官房審議室関係

法律件名	公布希望月日	同時に公布を要するもの		備考
		法律	政令	
1. 総理府設置法等の一部を改正する法律	特になし	なし	1. 農地破産収者問題調査会を廃止する政令 2. 宇宙開発審議会、令の一部を改正する政令 なし(予定)	附則において、総理府設置法等3制定(員)を改正する予定であるので、公布の日を「総理府設置法等の一部を改正する法律」よりも後とし、かつ、「国家公務員法等の一部を改正する法律」よりも前とするよう希望する。 その他については、おつて通知する。
2. 近畿圏整備法	特になし	なし(予定)	なし	
3. 駐留軍関係犯罪者等臨時措置法の一部を改正する法律	昭和38年5月16日以前	なし	なし	現行法は、附則等3項の規定により、昭和38年5月16日限りでその効力を失うこととされている。

総公第44号

昭和38年3月1日

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

内閣総理大臣官房
公務員制度調査室長

法律案成立後の公布希望について(回答)

標記について、別添のとおり調書を10部提出しますから
よろしくお取り計らい願います。

総
理
府

裏
面
白
紙

別紙

法律件名	公布希 望月日	同時に公布を要するもの		備 考
		法 律	政 令	
国家公務員法の一部を改正する法律	成立後 30日	公労法の一部を改正する法律 地公労法の一部を改正する法律 地方公務員法の一部を改正する法律 鉄道営業法の一部を改正する法律		I・L・O関係 法案公布順序は 公労法の一部を 改正する法律の 次とすること)

総
理
府

裏
面
白
紙

恩公審議第 / 7 号

昭和38年2月28日

内閣官房内閣参事官室

首席内閣参事官殿

総理府恩給局長



法律案成立後の公布希望について

(対内閣閣第30号昭和38.2/9)

標記の件について御照会のところ、今国会に提出した法律案成立後の公布希望月日等については、別紙により御承知願いたい。

総理府恩給局

裏面白紙

(別 紙)

総理府恩給局

法律件名	公布希 望月日	同時に公布を要するもの		備 考
		法律	政 令	
恩給法等 の一部を 改正する 法律	成立後 できる だけ早 い時期	なし	1 恩給給与規 則の一部を改 正する政令 2 恩給法の一 部を改正する 法律附則第4 3条の外国特 殊法人及び当 該法人の職員 を定める政令	改正法附則第9 条において戦没 者等の妻に対す る特別給付金支 給法に関する事 項を規定してい るので、同法の 公布の日以後と なる。

総理府恩給局

裏
面
白
紙

58 公官総第 52 号

昭和 38 年 2 月 22 日

内閣官房内閣参事官室

首席内閣参事官 殿

公正取引委員会事務局官房総務課長

法律案成立後の公布希望について

昭和 38 年 2 月 19 日付内閣閣第 30 号をもつて照会
のあつた標記の件について別紙のとおり提出します。

公正取引委員会事務局



裏面白紙

法律件名	公布希望月日	同時に公布を要するもの		備考
		法律	政令	
私的独占の禁止 及び公正取引の 確保に関する法 律の一部を改正 する法律案	3月下旬			同法律案で施行 日を4月1日と しているため。

公正取引委員会事務局

裏面白紙

警察庁丁総発第37号

昭和38年2月27日

内閣官房内閣参事官室

首席内閣参事官 殿

警察庁長官官房総務課長

法律案成立後の公布希望について(回答)

本年2月19日付け内閣閣第30号をもつてご照会のあつた標記の件について、次のとおり回答します。

記

法律件名	公布希望月日	同時に公布を要するもの		備考
		法律	政令	
警察法の一部を改正する法律	38.3.1	なし	なし	
道路交通法の一部を改正する法律	成立後すみやかに	なし	なし	

裏面白紙

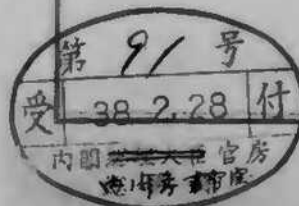
38首題第75号
昭和38年2月28日

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

首都圏整備委員会事務局
庶務課 長

法律案成立後の公布希望について

昭和38年2月19日付け内閣閣第30号をもつて照会の
あつた標記については、別添のとおり10部提出する。



首都圏整備委員会

裏面白紙

RSX100

DIRECT COPY SYSTEMS

首都圏整備委員会事務局				
法律件名	公布希望月日	同時に公布を要するもの		備考
		法律	政令	
首都圏の既成市街地における工業 等の制限に関する法律の一部改正の法律案	成立後なるべく早く	なし	なし	提出予定
首都圏新都市建設法案(仮称)	成立後なるべく早く	なし	なし	提出予定

裏面白紙



宮内秘発第166号

昭和38年3月1日

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

宮内庁長官官房秘書課長



法律案成立後の公布希望について（回答）

2月19日付け内閣閣第30号で御照会のありましたこのことについて、別紙のように提出します。

宮
内
庁

92

八分紙

裏
面
白
紙

281

法律件名	公布希望月日	同時に公布を要するもの			備考
		法律	政令		
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案	4月/日以前				4月/日から施行したい。
総理府設置法等の一部を改正する法律案	4月/日以前		宮内庁組織令の一部を改正する政令案		4月/日から施行したい。

宮内庁

232

裏面白紙

北開庶第39号

昭和38年2月25日

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

北海道開発庁庶務課長

法律案成立後の公布希望について

昭和38年2月19日付内閣閣第30号でお申し越しのあ
りましたこのことについて、別紙のとおり提出いたしますの
で、よろしくお取り計らい願います。

北海道開発庁

裏
面
白
紙

法律件名	公布希望月日	同時に公布を要するもの		備考
		法律	政令	
北海道東北開発 公庫法の一部を 改正する法律	3月31日	なし	なし	昭和38年度 予算と密接な 関連があるた め。

北海道開発局

234

裏面白紙

防 衛 庁

防衛庁総務発第39号

38. 2. 28

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

防衛庁長官官房総務課長

法事案成立後の公布希望について

内閣関第30号（昭和38年2月19日）を
もつて提出要求のあつた稟記については、別紙
のとおり提出いたします。



裏
面
白
紙

235

別 紙

法 律 件 名	公 布 希 望 月 日	同 時 に 公 布 を 要 す る も の		備 考
		法 律	政 令	
防衛庁設備法 及び自衛隊法 の一部を改正 する法律	成立後す みやかに			
防衛庁職員給 与法の一部を 改正する法律	2 月 28 日		防衛庁職員給 与法施行令の 一部を改正す る政令	一般職の職 員の給与に 関する法律 の一部を改 正する法律 の公布と同 時

裏
面
白
紙

経企画第8号

昭和38年2月22日

首席内閣参事官 殿

経済企画庁長官官房企画課長
宮 沢 鉄 康



法律案成立の公布希望について

2月19日付御照会のあつた標記の件について
下記のとおり回答いたします。

記

法律件名	公布希 望月日	同時に公布を要するもの		備 考
		法 律	政 令	
経済企画庁設 置法の一部を 改正する法律 案	3月3日		○経済企画庁組織 令の一部を改正 する政令 ○国民経済計算審 議会令	法律、政令 共施行予定 日は4月/ 日

経済企画庁

86号
38.2

裏
面
白
紙

経企画第8号

昭和38年2月22日

首席内閣参事官 殿

経済企画庁長官官房企画課長
宮 沢 鉄 蔵

法律案成立の公布希望について

2月19日付御照会のあつた概記の件について
下記のとおり回答いたします。

記

法律件名	公布希 望月日	同時に公布を要するもの		備 考
		法 律	政 令	
経済企画庁設 置法の一部を 改正する法律 案	3月3日		○経済企画庁組織 令の一部を改正 する政令 ○国民経済計算審 議会令	法律、政令 共施行予定 日は4月/ 日

経済企画庁

裏
面
白
紙

38総課第82号
昭和38年3月1日

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

科学技術庁長官官房総務課長



法律案成立後の公布希望について(回答)

昭和38年2月19日付内閣閣第30号をもつて、照会のあ
つた標記の件について別紙のとおり回答します。

科学技術庁

裏
面
白
紙

240

別 紙

法 律 件 名	公布希望月日	同時に公布を要するもの		備 考
		法 律	政 令	
科学技術庁設置法の一部 を改正する法律	3 8. 4 /	な し	科学技術庁組織令 の一部を改正する 政令	3 8. 4 / に附属研究所の職 員（新学卒者）を確保する ため。
原子力船開発事業団法	4 月中	な し	原子力船開発事業 団法施行令 原子力船開発事業 団登記令	

裏
面
白
紙

裏面白紙

法務省秘庶第四二号

昭和三十八年二月二十七日

法務大臣官房秘書課長 勝尾 録三

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

第四十三回国会成立法律公布希望日等調
提出について

対昭和三八・二・一九閣第三〇号照会

標記調書十部別紙のとおり提出します。



241

第43回国会成立法律公布希望日等調

(38. 2. 26) 法務省

法律件名	公布希望月日	同時に公布を要するもの		備考
		法	政令	
法務省設置法等の一部を改正する法律	なるべく速かに(おそくとも3月30日までに)			この法律案中第2条の規定は、おそくとも3月30日までに施行する必要がある。
裁判所職員定員法の一部を改正する法律	なるべく速かに(本年度内)			昭和38年度予算との関係上、4月/日から施行する必要がある。
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	同上(同)	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律		1. 法律番号は、法律件名の項に記載した順とする。 2. 昭和37年度補正予算との関係上本年度内に施行する必要がある。
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律	同上(同)	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律		
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律	なるべく速かに		最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令	未提案
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律	同上			
商法の一部を改正する法律	同上			
商法中改正法律施行法の一部を改正する法律	同上			
商業登記法	同上			
刑事事件における没収手続の整備のための応急的措置に関する法律	同上			
暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律	同上			

外 務 省

総第502号

昭和38年2月26日

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

外務大臣官房総務参事官



法律案成立後の公布希望に
関する件

2月19日付内閣閣第30号をもつて照会の
あつた法律案成立後の公布希望について別紙の
とおり提出いたします。

別紙添付



裏
面
白
紙

法律案成立後の公布希望調書

(外務省)

法 律 件 名	公布希望月日	同時に公布を要するもの		備 考
		法 律	政 令	
外務省設置法の一部を改正する法律	3月中		外務省組織令の一部を改正する政令	4月1日より施行するため
在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律	3月中			4月1日以後において急遽施行を要する公館に備えるため
海外移住事業団法	4月1日			7月1日に発足予定の海外移住事業団に承継される財団法人日本海外協会連合会の評議員会及び日本海外移住振興株式会社の株主総会の開催その他事業団設立準備のため
海外移住法	7月1日			未定

省
務
外

裏
面
白
紙

大 蔵 省

文 秘 第 135 号

昭和 38 年 3 月 2 日

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

大蔵省大臣官房文書課長 柿沼 幸一郎

法律案成立後の公布希望について
2月19日付内閣閣第30号をもつて照会のあつた標記の件
については、別紙のとおり回答します。

裏
面
白
紙

法 律 件 名	施 行 月 日	公布希望月日	同時に公布を要するもの		備 考
			法 律	政 令	
大蔵省設置法の一部を改正する法律	4月1日	最終 3月31日	—	○ 大蔵省組織令の一部を改正する政令 ○ 臨時しょう脳事業審議会を廃止する政令	
オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律	公布の日	可及的速か	—	—	
産業投資特別会計法の一部を改正する法律	公布の日	最終 3月31日	—	—	即日公布されたい
特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律	4月1日	最終 3月31日	—	○ 同特別会計法施行令を廃止する政令	
国立病院特別会計法の一部を改正する法律	4月1日	最終 3月31日	—	○ 同特別会計法施行令の一部を改正する政令	
中小企業高度化資金融通特別会計法	中小企業振興資金等助成法の施行の日	最終 3月31日	中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律	○ 同特別会計法施行令	中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律の次の番号で公布されたい
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律	4月1日	最終 3月31日	—	—	国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律	10月1日、ただし旧令共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、国家公務員共済組合の長期給付に関する施行法は公布の日	可及的速か	—	○ 国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令	恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法のあとに公布されたい

法 律 件 名	施 行 月 日	公 布 希 望 月 日	同 時 に 公 布 を 要 す る も の		備 考
			法 律	政 令	
所得税法の一部を改正する法律	4月1日	最終3月31日	—	○所得税法施行規則の一部を改正する政令	
法人税法の一部を改正する法律	4月1日	最終3月31日	—	○法人税法施行規則の一部を改正する政令	
租税特別措置法の一部を改正する法律	4月1日	最終3月31日	(1) 中小企業近代化促進法 (2) 海運業の再建整備に関する臨時措置法 (8) 森林組合合併助成法	○租税特別措置法施行令の一部を改正する政令	(1)～(8)の法律は租税特別措置法の前の番号であること、ただし、中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律は、租税特別措置法の後の番号で公布されたい。
酒税法の一部を改正する法律	4月1日	可及的速やか	—	○酒税法施行令の一部を改正する政令	
印紙税法の一部を改正する法律	4月1日	可及的速やか	—	—	
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律	条約の効力発生日	可及的速やか	—	—	
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律	条約の効力発生日	可及的速やか	—	—	

法 律 件 名	施 行 月 日	公布希望月日
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律	条約の効力発生の日	可及的速やか
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイ国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律	条約の効力発生の日	可及的速やか
関税定率法等の一部を改正する法律	4月1日	最終 3月31日
外貨公債の発行に関する法律	公布の日 4月1日	最終 3月31日

同時に公布を要するもの			備 考
法	律	政 令	
—		—	
—		—	
—		○ 関税定率法施行令 ○ 関税暫定措置法施行令 ○ 税関関係手数料令 - ニッケル等の関税割当制度に関する政令	
—		○ 外貨公債の発行に関する法律に基づく外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令	

法 律 件 名	施 行 月 日	公布希望月日
東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される地方債証券に関する特別措置法	4月1日	最終 3月31日
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律	4月1日	最終 3月31日
日本開発銀行法の一部を改正する法律	4月1日	最終 3月31日
国民金融公庫法の一部を改正する法律	公布の日	年度内可及的速やか
外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律	公布の日から起算して10日以内	可及的速やか

同時に公布を要するもの		備 考
法 律	政 令	
	○東京港港湾区域に おける土地造成事 業等のため発行さ れる地方債証券に 関する特別措置法 に基づく外貨債の 利子の非課税等 に関する規定の適用 を受けない者の範 囲を定める政令	
—	—	
—	—	
—	—	

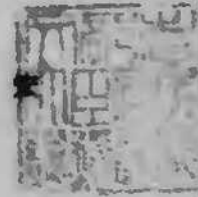
文 部 省

国 籍 第 2 0 号

昭和38年3月1日

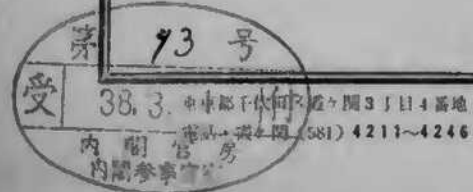
内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

文部省大臣官房総務課長
木 田



法律案成立後の公布希望について

このことについて、別紙のとおりお知らせ
します。



本件についての照会・回答には必ず
上記書類番号・月日を付して下さい。

裏
面
白
紙

法律案成

法律件名	公布希望	同時に!
	月 日	法律
厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律	3月下旬	
生活環境施設整備緊急措置法	4月初旬	
医療金融公庫法の一部を改正する法律	3月下旬	
麻薬取締法等の一部を改正する法律	"	
老人福祉法	"	
母子福祉資金の貸付等に関する法律	"	
国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律	4月初旬	
国民健康保険法等の一部を改正する法律	3月下旬	
船員保険法の一部を改正する法律	"	

立後の公布希望月日調

(38. 3. /
厚生省)

公布を要するもの 政 令	備 考
厚生省組織令の一部 を改正する政令	公布の日が、4月/日以後になる場合は、附則を修正する必要がある。
	公布の日が、4月/日以後になる場合は、附則を修正する必要がある。
麻薬取締法施行令の 一部を改正する政令	"
老人福祉法施行令	"
	"
国民年金法施行令及 び児童扶養手当法施 行令の一部を改正す る政令等	
国民健康保険法施行 令の一部を改正する 政令等	公布の日が、4月/日以後になる場合は、附則を修正する必要がある。
	"

法 律 件 名	公布希望 月 日	同時に
		法 律
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部 を改正する法律	4月初旬	
戦没者等の妻に対する特別給付金支 給法	3月下旬	

公布を要するもの	
政 令	備 考
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令の一部を改正する政令	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律よりも先に公布する必要がある。
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令	次の法律よりも先に公布する必要がある。 (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律 (2) 恩給法等の一部を改正する法律 (3) 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律

法律件名	公布希望月日	同時に公布を要するもの		備考
		法	政令	
文部省設置法の一部を改正する法律案	昭和38年4月1日以前		文部省組織令の一部を改正する政令案	昭和38年4月1日から施行する必要がある。
義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律案	国会で可決した後できるだけ早い期日(昭和38年4月1日以後)		義務教育諸学校教科用図書の無償措置に関する法律施行令案	
国立学校設置法の一部を改正する法律案	昭和38年4月1日以前		国立学校設置法施行令の一部を改正する政令案 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令の一部を改正する政令案	昭和38年4月1日から施行する必要がある。
日本学校給食会法の一部を改正する法律案	昭和38年4月1日以前		日本学校給食会法施行令の一部を改正する政令案	昭和38年4月1日から施行する必要がある。
私立学校振興会法の一部を改正する法律案	昭和38年4月1日以前			昭和38年4月1日から施行する必要がある。
国立大学総長の任免、給与及び待遇に関する法律案	国会で可決した後できるだけ早い期日			国立大学総長の任免及び給与を学年奨励金に代る必要がある。 この法律は公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することになっている。
義務教育諸学校設置標準に関する法律案	国会で可決した後できるだけ早い期日		義務教育諸学校設置標準令の一部を改正する政令案	
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案	国会で可決した後できるだけ早い期日		公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準令の一部を改正する政令案	
オリンピックの法律	国会で可決した後できるだけ早い期日			



38文第119号

昭和38年3月4日

内閣官房内閣参事官室

首席内閣参事官 殿

農林大臣官房文書課長



法律案成立後の公布希望について（回答）

昭和38年2月19日付け内閣閣第30号をも
つて照会のありましたこのことについて別紙のと
おり回答いたします。

裏
面
白
紙

法律案成立後の公布希望

3 3. 3.
農 林 省

法律案名	公布希望月日	同時に公布を要するもの			備考
		法	律	政 令	
(提出するもの) ※農林省設置法の一部を改正する法律案	4月/日より前の日	な	し	農林省組織令の一部を改正する政令案	施行日が4月/日である。
※農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	4月/日より前の日	な	し	な	施行日が4月/日である。
※林業信用基金法案	成立後なるべくすみやかに	な	し	な、	
※漁港法の一部を改正する法律案	4月/日より前の日	な	し	な	施行日が4月/日である。
農林近代化資金助成法の一部を改正する法律案	4月/日	な	し	な	
農林実習所増設法の一部を改正する法律案	成立後なるべくすみやかに	な	し	な	
農林改良普及法の一部を改正する法律案	4月/日より前の日	な	し	農業改良普及手当の支給を受け、専門技術員及び改良普及員の勤務の状況の要件を定める政令案(仮称)	
農林改良普及法の一部を改正する法律案	成立後なるべくすみやかに	な	し	農林改良普及法施行令(仮称)	
農林組合台併助成法案	4月/日より前の日	な	し	な	施行日が4月/日である。
狩猟法の一部を改正する法律案	成立後なるべくすみやかに	な	し	な	
沿岸漁業等振興法案	特になし	な	し	沿岸漁業等振興法施行令(仮称)	

法律件名	公布希望月日	同時に公布を要するもの 法律政令	備考
開拓者資金融通法の一部を改正する法律案	4月 / 日	なし	なし

(未提出のもの)				
土地改良法の一部を改正する法律案	成立後すみやかに	なし	なし	なし
臨時食糧管理制度調査会設置法案(仮称)	成立後すみやかに	なし	臨時食糧管理 法調査会設置 法案(仮称)施行 令案 農林省組織令の 一部を改正する 政令案	
甘味資源作物の生産の振興及び糖業の合理化に関する法律案(仮称)	4月 / 日より前の日	なし	甘味資源作物の 生産の振興及び 糖業の合理化に 関する法律案(仮 称)施行令案	
林業振興法案(仮称)	未定	未定	未定	未定
森林法の一部を改正する法律案	未定	未定	未定	短
中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案	未定	未定	未定	短

法律案成立後の公布希望

38. 3. /
通商産業省

法律件名	公布希望月	同時に公布を要するもの		備考
		法律	政令	
(既提出) 通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律	37年度内		通商産業省組織令の一部を改正する政令 化学工業生産技術審議会令の一部を改正する政令	※
プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律	37年度内			※
金属鉱物探鉱融資事業団法				
石炭鉱業合理化臨時措置法(Ⅰ)再提出の一部を改正する法律 (Ⅱ)新規	37年度内		法施行令の一部を改正する政令 "	△
石炭鉱山保安臨時措置法(Ⅰ)再提出の一部を改正する法律 (Ⅱ)新規	37年度内		"	△
産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律 (再提出)	37年度内			△
電力用炭代金精算株式会社法				石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(新規)より後
鉱害賠償担保積立等臨時措置法				
臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律				
石炭鉱業経理規制法				

中小企業基本法		中小企業等協同組合法 等の一部を改正する法律
中小企業近代化促進法	37年度内	
中小企業振興資金等助成法の一部を 改正する法律	"	中小企業高度化資金 通特別会計法
中小企業指導法	"	
中小企業投資育成株式会社法		
中小企業信用保険法の一部を改正す る法律	37年度内	
中小企業信用保険公庫法の一部を改 正する法律	"	
中小企業等協同組合法等の一部を改 正する法律		
(未提出)		
特定産業振興臨時措置法		
工業立地調整法		
高圧ガス取締法の一部を改正する法 律		
計量法施行法の一部を改正する法律		
日本硫安輸出株式会社に対する売掛 金の整理に関する法律(仮称)		

	中小企業等協同組合法等の 一部を改正する法律より前
	※ 中小企業振興資金等助成法 の一部を改正する法律より前
法施行令の一部を改正 する政令	※ 租税特別措置法の一部を改 正する法律より後で、中小企 業高度化資金融通特別会計法 より前
	※ 中小企業近代化促進法より 後
法施行令の一部を改正 する政令	※ 中小企業近代化促進法およ び中小企業振興資金等助成法 の一部を改正する法律より後
	※
中小企業団体の組織に 関する法律施行令の一部 を改正する政令	中小企業基本法より後
未 定	
"	
未 定	

金属鉱業等安定臨時措置法（仮称）			未 定	
鉱業法の一部を改正する法律			"	
採石法の一部を改正する法律			"	
中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律			"	
重油ボイラー規制法の一部を改正する法律（検討中）	未 定		"	
小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律（検討中）			"	

※ 附則において38.4/から施行する旨定めているため、年度内公布を要する。

△ 37年度予算を使用するため年度内公布を要する。

注 公布希望月日欄に記載がないものは、成立後遅滞なく公布されることを希望するものである。

なお備考欄参照

官文第210号

昭和38年2月28日

内閣官房内閣参事官室

首席内閣参事官 殿

運輸省大臣官房文書課長

法律案成立後の公布希望について（回答）

昭和38年2月19日付け内閣閣第30号で照会のあつた
標記については、別紙のとおりですからよろしくお取り計ら
い願います。

運輸省

裏
面
白
紙

法 律 件 名	公布希望 月 日	同 時 に 公 布 を 要 す る も の		備 考
		法 律	政 令	
運輸省設置法の一部を改正する法律	本年度中		運輸省組織令の一部を改正する政令 海技審議会令 臨時鉄道法制調査会令 都市交通審議会令の一部を改正する政令	イ 予算関係法案 ロ 4月1日施行
海運業の再建整備に関する臨時措置法案	未 定			
外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法 及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融 資利子補給臨時措置法の一部を改正する法 律案	4月1日			イ 予算関係法案 ロ 4月1日施行
木船再保険法の一部を改正する法律案	本年度中			同 上
日本鉄道建設公団法案	4月1日			同 上
日本原子力船開発事業団法案	5月1日			
港湾整備促進法の一部を改正する法律案	本年度中			
港則法の一部を改正する法律案	成立後なるべく早い日			
港域法の一部を改正する法律案	同 上			
船舶安全法の一部を改正する法律案	同 上			
船舶職員法の一部を改正する法律案	同 上			
鉄道営業法の一部を改正する法律案	同 上			
道路運送法の一部を改正する法律案	5月1日			
道路運送車両法の一部を改正する法律案	4月1日			
航空法の一部を改正する法律案	未 定			
日本航空株式会社法の一部を改正する法律案	同 上			
海上運送法の一部を改正する法律案	同 上			



郵 文 第 183 号

昭和 38 年 3 月 2 日

内閣官房内閣参事官室

首席内閣参事官 殿

郵政大臣官房文書課長

法律案成立後の公布希望について (回答)

対: 内閣閣第 30 号

上記について、別紙のとおり提出します。

裏
面
白
紙

郵 政 省

262

法律案成立後の公布希望について

法律件名	公布希望月日	同時に公布を要するもの			備考
		法	律	政 令	
電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案	成立後すみやかに	な	し	な	し 電話加入権に質権を 設定できる期間は本 年3月31日までで あるので、同日まで にその期限の延長を 行なう必要がある。
日本電信電話公社法の一部を改正する法律案	4月1日まで	な	し	日本電信電話 公社法施行令 の一部を改正 する政令	施行期日 4月1日 (附則で規定)
電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法案	4月1日まで	な	し	な	し 施行期日 4月1日 (附則で規定)
公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案	成立後すみやかに	な	し	な	し
公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案	成立後すみやかに	な	し	な (総理府令あり)	し
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案	未定	な	し	な	し
電波法の一部を改正する法律案	成立後すみやかに	船船職員法の 一部を改正す る法律案	な	し	し
電話設備の拡充計画による電話交換方式の自動化のための暫定措置に関する法律案(仮称)	未定	な	し	な	し
郵便貯金法の一部を改正する法律案	未定	な	し	な	し

総 取 第 39 号
昭和38年3月1日

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

労働大臣官房総務課長

法律案成立後の公布希望について

昭和38年2月19日付け内閣閣第30号をもつてお申し越しの
様記について、当省関係事項を別紙のとおり提出します。

裏
面
白
紙

264

法律件名	公布希望月日	同時に公布を要するもの 法律	同時に公布を要するもの 政令	備考
①労働省設置法の一部を改正する法律案	38年4月1日以前	なし	なし	4月1日から施行することとしている。
②労働災害の防止に関する法律案	成立後すみやかな日	なし	なし	
③炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案	成立後すみやかな日	なし	なし	改正後の法律に基づく措置は可及的速やかに実施する必要がある。(これらの措置の実施に伴う予算は、37年度補正予算において成立済み)
④雇用促進事業団法の一部を改正する法律案	38年4月1日以前	なし	なし	4月1日から施行することとしている。
⑤失業保険法の一部を改正する法律案	38年4月1日以前	なし	なし	"
⑥職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案	38年4月1日以前	なし	なし	一部の規定を4月1日から施行することとしている。
⑦公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案	成立後すみやかな日	備考を参照されたい	なし	④国家公務員法の一部を改正する法律案 ⑧地方公務員法の一部を改正する法律案 ⑨鉄道営業法の一部を改正する法律案
⑧地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案	成立後すみやかな日	"	なし	

⑨政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案	成立後すみやかな日	なし	なし	
--	-----------	----	----	--

- (注) 1) ③の公布については、4月1日以前で、かつ、①、⑤及び⑥の公布前になされる必要があり、もし4月1日に公布するとすれば、③、①、⑤及び⑥の順序でなされる必要がある。
- 2) ⑦及び⑧の公布については、④、⑤及び⑨と同時に、⑦、⑧、④、⑤及び⑨の順序でなされる必要がある。

建設省

建審発第13号

昭和38年3月1日

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

建設大臣官房文書課長

法律案成立後の公布希望について(提出)

昭和38年2月19日付け内閣閣議30号で照
会のあつた標記について、別紙のとおり提出しま
す。

裏
面
白
紙

建設省

法律件名	公布希望月日	同時に公布を要するもの		準考
		法律	政令	
建設省設置法の一部を改正する法律案	3月31日以前	なし	なし	附則において、一部「4月1日から施行する。」と定めている。
共同溝の整備等に関する法律案	4月1日	なし	なし	予算関係法案である。
住宅金融公庫法及び日本住宅公団法の一部を改正する法律案	4月1日	なし	住宅金融公庫法第20条第4項及び第5項並びに北海道防寒住宅建設等促進法第8条の2第2項の規定に基づく政令の一部を改正する政令案	1 予算関係法案である。 2 地方税法の一部改正法案よりも先順位に公布された。
土地区画整理法の一部を改正する法律案	4月1日	なし	なし	予算関係法案である。
新住宅市街地開発法案	成立後すみやかに	なし	なし	
建築基準法の一部を改正する法律案	・	なし	なし	
河川法案	・	なし	なし	
屋外広告物法の一部を改正する法律案	・	なし	なし	
不動産鑑定士法案	・	なし	なし	
高速自動車国道法の一部を改正する法律案	・	なし	なし	
公共物管理法案	・	なし	なし	

自治丁文発第42号

昭和38年3月1日

内閣官房内閣参事官室首席内閣参事官 殿

自治大臣官房文書広報課長



法律案成立後の公布希望について

2月19日付内閣閣第30号照会の趣旨について、別紙のと
おり提出する。

自治省

裏面白紙

268

法 律 件 名	公布希望月日	同時に公布を要するもの		備 考
		法 律	政 令	
自治省設置法の一部を改正する法律案	38.6月末まで	—	自治省組織令の一部を改正する政令	
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律	成立後速やかに	—	—	既に成立
地方税法の一部を改正する法律案	38.4/	—	地方税法施行令の一部を改正する政令	附則第1条ただし書で公布の日から施行するとされている改正規定は、4月1日施行を前提としているため
消防法の一部を改正する法律案	38.4/	—	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令	地方公共団体に関する部分について、4月1日から適用されるため
地方交付税法等の一部を改正する法律案	成立後直ちに（なるべく年度内）	—	—	
昭和37年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案	成立後直ちに（おそくも年度内）	—	—	
地方行政連絡会議法案	成立後速やかに	—	—	
地方財政法の一部を改正する法律案	成立後速やかに	—	—	
地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律案	成立後速やかに	—	—	恩給法等の一部を改正する法律案及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案の成立公布以後とする。
消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案	38.4/	—	市町村の消防長の任命資格を定める政令の一部を改正する政令	地方公共団体に関する部分について、4月1日から適用されるため
地方自治法の一部を改正する法律案（財務会計制度、地方開発事業団）	成立後速やかに	—	地方自治法施行令の一部を改正する政令	

地方公営企業法の一部を改正する法律案	成立後速やかに	—	地方公営企業 法施行令の一 部を改正する 政令 地方財政法施 行令の一部を 改正する政令	地方自治法の一部を改正する法律の公布 のあとにすること。
地方自治法の一部を改正する等の法律案（都制度）	成立後速やかに	—	—	
地方公務員法の一部を改正する法律案	未 定	—	—	